

国債店頭取引清算業務における非居住者取引の清算利用実現に向けた他社清算制度等の整備に係る制度要綱

2026年1月28日
株式会社日本証券クリアリング機構

I. 趣旨

当社の国債店頭取引清算業務において、非居住者による清算利用のニーズの高まりを受け、グローバルに取引が行われているレポ取引の形態であるGMR Aが清算対象取引に含まれることを明確化する。また、他社清算参加者の未決済ポジションのうち、顧客分に係るもの（以下「顧客ポジション」という。）を他の他社清算参加者に移管する顧客ポジションの管理制度（以下「管理制度」という。）を導入するため、所要の制度整備を行う。

II. 概要

項目	内容	備考
1. GMR Aが清算対象取引に含まれることの明確化	<ul style="list-style-type: none">清算対象としている現先取引について、Global Master Repurchase Agreement（以下「GMRA」という。）が含まれることを明確化する。	<ul style="list-style-type: none">GMR Aに係る債務引受けの申込みに必要な要件は現先取引と同様。
2. 顧客ポジションの管理制度の導入 (1) 移管理制度の概要	<ul style="list-style-type: none">他社清算参加者に有価証券等清算取次ぎを委託している顧客は、移管元である他社清算参加者（以下「移管元清算参加者」という。）の顧客ポジションを、ネットティング口座単位で、移管先となる他の他社清算参加者（以下「移管先清算参加者」という。）に移管させることができる。当該移管は他社清算参加者の破綻認定時及び破綻の生じていないとき（通常時）の両方において行うことができる。	
(2) 破綻時の移管 a. 移管の申込み	<ul style="list-style-type: none">他社清算参加者が破綻認定された場合において、当該他社清算参加者に清算取次ぎを委託している顧客が、自身のポジションを他の他社清算参加者に移管させようとするときは、事前に移管先清算参加者に移管の承諾を得たうえ、移管先清算参加者を通じて、破綻認定日の正午までに、当社に対して移管の申込みをする。	<ul style="list-style-type: none">移管元清算参加者が開設している移管元のネットティング口座について、当該口座は移管日に廃止されるものとする。移管先清算参加者が開設する移管先

項目	内容	備考
b. 移管先口座の事前届出	<ul style="list-style-type: none"> ・顧客は、移管の申込みをするときは、次に掲げる事項を指定しなければならない。 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 移管先となる移管先清算参加者 ➢ 移管制度の適用によってポジションの移管元となるネットティング口座 ➢ 移管制度の適用によって移管先とするネットティング口座（以下「移管先口座」という。） ・当社は、移管の申込みと移管先口座の内容が適当と認めるときは、破綻認定日の午後2時までに当該申込みを承諾する。 ・当社により移管の申込みが承諾された場合、破綻認定日の午後5時以降に、対象となる顧客ポジションは移管先口座へ移管される。当該移管の完了をもって、移管先清算参加者への移管が成立したものとする。 	口座について、当該口座は移管日に開設されるものとする。
c. 移管成立後の顧客分の債務引受け及び決済	<ul style="list-style-type: none"> ・移管制度を利用しようとする顧客は、移管先となる移管先口座を事前に届け出なければならない。 ・事前届出する移管先口座は、他の他社清算参加者の新規口座のみを対象とする。 ・顧客は、移管先清算参加者を通じて、当該移管先清算参加者の新規口座を移管先口座として指定する届出（以下「移管先口座届出書」という。）を当社に提出し、当社が当該届出を受理することで、移管先口座を指定できるものとする。 ・移管先口座は複数届出できるものとし、移管制度の利用に係る申請の際に、顧客は事前届出された移管先口座の中から移管先の口座を指定するものとする。 <ul style="list-style-type: none"> ・移管成立後の顧客ポジションに係る債務引受及び決済は、移管先清算参加者の下で行う。 ・移管先口座においては、破綻認定日の移管完了後から債務引受の申込みを可能とする。 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 銘柄後決め現先取引に係る割当可能残高通知送信も、破綻認定日の移管完了後から可能とする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・移管先口座届出書の提出にあたって、顧客と当該他社清算参加者との間で有価証券等清算取次ぎの委託を目的とした契約（清算受託契約）が締結済みであることを要する。 ・移管先口座の事前届出後から移管成立までの期間について、当該口座はネットティング口座としては開設されていないため、口座管理手数料の対象外とする。 <ul style="list-style-type: none"> ・破綻認定から移管成立までの間、破綻清算参加者を当事者とする新規の債務引受は停止となる。 ・破綻認定日は、破綻清算参加者の自己分ポジションと同様に、顧客ポジションに係る決済を行わず、国債の

項目	内容	備考
d. 移管成立時の顧客分の清算預託金の所要額及び預託額等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 移管先口座においては、決済は破綻認定日の翌営業日の決済開始時点から可能とする。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 移管した顧客ポジションに係る移管成立時の当初証拠金所要額及び清算基金所要額は、破綻認定日前営業日に算出された所要額（当初証拠金は3回目に算出された所要額）を適用する。 ・ 移管した顧客ポジションに係る清算預託金の所要額については、破綻認定日の翌営業日から通常どおりに算出を行うものとする。 ・ 移管する顧客分として預託されている清算預託金は、移管先口座に移管することとする。 <ul style="list-style-type: none"> ➤ 破綻清算参加者が預託していた移管する顧客分に係る清算預託金は、移管先清算参加者を代理人として当社に預託されたものとする。 	<p>渡方に係る決済はフェイル、国債の受方に係る決済は停止（引取停止）となる。また、顧客分の銘柄後決めレポ取引に係るポジションについては、破綻清算参加者から提出された割当可能残高通知に基づいて銘柄割当てを行う（当該通知が未提出の場合は超過割当てとなる。）。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 移管成立後に行われた債務引受申込のうち、破綻認定日の午後6時30分までに債務引受申込がなされた売買、現金担保付債券貸借取引及び銘柄先決め現先取引は、破綻認定日に債務引受けを行う。 ・ 破綻清算参加者について一括清算事由があった場合であっても、当該破綻清算参加者に係る当該顧客ポジションの一括清算は、本移管の有無が確定するまでは行わない。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 先行する参加者破綻がある場合、破綻時証拠金やその他の損失補償財源も移管対象とする。 ・ 顧客分の清算基金所要額及び破綻時証拠金所要額を算出する際、破綻認定日の清算基金所要額は、移管時に引き継いだ破綻認定日前営業日の所要額を用いるものとする。 ・ 過去のデータを参照して算出する項目は、移管先口座に引き継ぐものと

項目	内容	備考
e. 移管不成立時の破綻処理等	<ul style="list-style-type: none"> 移管の申込みがなかった顧客ポジション及び申込内容の不備等により当社が申込みを承諾しなかった顧客ポジションについては、破綻清算参加者の自己分のポジションと合わせて破綻処理を実施する。 顧客分に関して当社に発生したフェイルチャージ及び資金調達コストは、一括清算等のコストとして移管元清算参加者が負担するものとする。 	<p>する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 移管する顧客分として預託されている変動証拠金も、移管先口座に移管することとする。 担保超過リスク額の算出において、他社清算参加者については口座ごとの担保超過リスク額を合算して計算する。この合算において、顧客分は移管される可能性があることを踏まえ、利益分をゼロとする計算方法とする。
f. 手数料及びフェイルチャージ	<ul style="list-style-type: none"> 清算参加者の破綻時における移管制度の利用に係る手数料は設定しないものとする。 顧客移管を実施した場合、清算手数料は次に掲げるとおり取り扱うものとする。 <ul style="list-style-type: none"> ➤ 口座管理手数料 <ul style="list-style-type: none"> ✓ 移管元清算参加者について、移管元のネットティング口座に係る口座管理手数料は、移管日前日までを計算対象とする。 ✓ 移管先清算参加者について、移管先口座に係る口座管理手数料は、移管日以降を計算対象とする。 ➤ 債務引受手数料 <ul style="list-style-type: none"> ① 売買、現金担保付債券貸借取引及び銘柄先決め現先取引 	<ul style="list-style-type: none"> 他社清算参加者と顧客間のフェイルチャージ及び資金調達コストの負担等については、当事者間の取決めによる。

項目	内容	備考
	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 移管元清算参加者について、月間の債務引受金額の計算においては、移管元のネッティング口座に係る債務引受金額は、移管日前営業日までを計算対象とする。 ✓ 移管先清算参加者について、月間の債務引受金額の計算においては、移管先口座に係る債務引受金額は、移管日以降を計算対象とする。 ② 銘柄後決め現先取引 <ul style="list-style-type: none"> ✓ 移管元清算参加者について、月間の債務引受金額の計算においては、移管元のネッティング口座に係る債務引受金額は、移管日までを計算対象とする。 ✓ 移管先清算参加者について、月間の債務引受金額の計算においては、移管先口座に係る債務引受金額は、移管日翌営業日以降を計算対象とする。 ➤ 銘柄割当手数料 <ul style="list-style-type: none"> ✓ 移管元清算参加者について、銘柄割当ての対象となるスタート/Rewind 債務に係る受渡金額の計算においては、移管元のネッティング口座に係る受渡金額は、移管日までを計算対象とする。 ✓ 移管先清算参加者について、銘柄割当ての対象となるスタート/Rewind 債務に係る受渡金額の計算においては、移管先口座に係る受渡金額は、移管日翌営業日以降を計算対象とする。 ➤ 残高管理手数料 <ul style="list-style-type: none"> ✓ 移管元清算参加者について、移管元のネッティング口座に係る残高管理手数料は、移管日前営業日までを計算対象とする。 ✓ 移管先清算参加者について、移管先口座に係る残高管理手数料は、移管日以降を計算対象とする。 ➤ 期日管理手数料 <ul style="list-style-type: none"> ✓ 移管元清算参加者について、移管元のネッティング口座に係る期日 	

項目	内容	備考
	<p>管理手数料は、移管日前営業日までを計算対象とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 移管先清算参加者について、移管先口座に係る期日管理手数料は、移管日以降を計算対象とする。 <p>➤ DVP決済手数料</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 移管元清算参加者について、移管元のネットティング口座に係るDVP決済手数料は、移管日までを計算対象とする。 ✓ 移管先清算参加者について、移管先口座に係るDVP決済手数料は、移管日翌営業日以降を計算対象とする。 <p>➤ 担保管理事務手数料</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 移管元清算参加者について、移管元のネットティング口座に係る担保管理事務手数料は、移管日までを計算対象とする。 ✓ 移管先清算参加者について、移管先口座に係る担保管理事務手数料は、移管日翌営業日以降を計算対象とする。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 移管する顧客分の決済に係るフェイルチャージについて、移管日前日までに発生する分は移管元清算参加者が、移管日以降に発生する分は移管先清算参加者が負担するものとする。 ・ 破綻認定から移管成立までの間に、移管した顧客ポジションに関して発生した資金調達コストについて、破綻清算参加者の一括清算等の対象外とし、移管先清算参加者が当社に支払わなければならない。 	
(3) 通常時の移管 a. 移管に係る申請手続	<ul style="list-style-type: none"> ・ 他社清算参加者に有価証券等清算取次ぎを委託している顧客は、自身のポジションを他の他社清算参加者に移管させようとするときは、事前に移管先清算参加者に移管の承諾を得るとともに、移管元清算参加者に移管の旨を通知するものとする。移管先清算参加者は、当該顧客からの移管の申込みを承諾する場合には、移管成立希望日の正午までに、当社に対して、移管の申込みをする。 ・ 移管元清算参加者が開設している移管元のネットティング口座について、当該口座は移管日に廃止されるものとする。 ・ 移管先清算参加者が開設する移管先口座について、当該口座は移管日に 	

項目	内容	備考
b. 移管先口座の事前届出	<ul style="list-style-type: none"> ・ 移管先清算参加者は、移管の申込みをするときは、次に掲げる事項を指定しなければならない。 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 移管成立希望日 ➢ 移管先となる移管先清算参加者 ➢ 移管制度の適用によってポジションの移管元となるネットティング口座 ➢ 移管先口座 ・ 当社は、移管の申込みと移管先口座の内容が適当と認めるときは、移管希望日の午後2時までに当該申込みを承諾する。 ・ 当社により移管の申込みが承諾された承認した場合、移管希望日の午後5時以降に、対象となる顧客ポジションを移管先口座へ移管する。当該移管の完了をもって、移管先清算参加者への移管が成立したものとする。 	開設されるものとする。
c. 移管成立までの間の顧客分の債務引受	<ul style="list-style-type: none"> ・ 移管制度を利用しようとする顧客は、移管先となる移管先口座を事前に届け出なければならない。 ・ 事前届出する移管先口座は、他の他社清算参加者の新規口座のみを対象とする。 ・ 顧客は移管先清算参加者を通じて、移管先口座届出書を当社に提出し、当社が当該届出を受理することで、移管先口座を指定できるものとする。 ・ 移管先口座は複数届出できるものとし、移管制度の利用に係る申請の際に、顧客は事前届出された移管先口座の中から移管先の口座を指定するものとする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 移管先口座届出書の提出にあたって、顧客と当該他社清算参加者との間で有価証券等清算取次ぎの委託を目的とした契約（清算受託契約）が締結済みであることを要する。 ・ 移管先口座の事前届出後から移管成立までの期間について、当該口座はネットティング口座としては開設されていないため、口座管理手数料の対象外とする。
d. 移管成立までの間の顧客分の決済	<ul style="list-style-type: none"> ・ 移管成立までの間の顧客分に係る債務引受は、移管元清算参加者の下で通常どおり行う。 	
e. 移管成立後の顧客分	<ul style="list-style-type: none"> ・ 移管成立後の顧客分に係る債務引受及び決済は、移管先清算参加者の下で通 	

項目	内容	備考
の債務引受け及び決済	常どおり行う。	
f. 移管成立時の顧客分の清算預託金の所要額及び預託額等	<p>・ 移管した顧客ポジションに係る移管成立時の当初証拠金所要額及び清算基金所要額は、移管が成立する直前の所要額（当初証拠金は3回目に算出された所要額）を引き継ぐものとする。</p> <p>・ 移管する顧客分として預託されている清算預託金は、移管先口座に移管することとする。</p> <p>➤ 移管元清算参加者が預託していた移管する顧客分に係る清算預託金は、移管先清算参加者を代理人として当社に預託されたものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 過去のデータを参照して算出する項目は、移管先口座に引き継ぐものとする。 ・ 移管する顧客分として預託されている変動証拠金も、移管先口座に移管することとする。 ・ 担保超過リスク額の算出において、他社清算参加者については口座ごとの担保超過リスク額を合算して計算する。この合算において、顧客分は移管される可能性があることを踏まえ、利益分をゼロとする計算方法とする。 ・ ポジション統合の対象とするネットティング口座数は二を上限とする。
g. ポジションの統合	<p>・ 同一の他社清算参加者の下に、一の顧客が複数のネットティング口座を保有している場合、顧客は一つのネットティング口座にポジションを統合させることができる。</p> <p>・ 複数のネットティング口座のポジションを一つのネットティング口座に統合するときは、顧客は事前に他社清算参加者にポジション統合の承諾を得るものとする。当該他社清算参加者は、当該顧客からのポジション統合に係る申込みを承諾する場合には、事前に当社に対して、ポジション統合に係る申込みをする。</p> <p>・ 他社清算参加者は、ポジション統合に係る申込みをするときは、次に掲げる事項を指定しなければならない。</p> <p>➤ ポジション統合の適用希望日</p> <p>➤ ポジションの移管元となるネットティング口座</p> <p>➤ ポジションの統合先となるネットティング口座</p>	

項目	内容	備考
h. 手数料及びフェイルチャージ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 破綻の生じていない通常時における移管制度の利用に係る手数料は、移管の実施件数1件につき1万円とする。 ・ 顧客移管を実施した場合、清算手数料は次に掲げるとおり取り扱うものとする。 <ul style="list-style-type: none"> ➤ 口座管理手数料 <ul style="list-style-type: none"> ✓ 移管元清算参加者について、移管元のネットティング口座に係る口座管理手数料は、移管日前日までを計算対象とする。 ✓ 移管先清算参加者について、移管先口座に係る口座管理手数料は、移管日以降を計算対象とする。 ➤ 債務引受手数料 <ul style="list-style-type: none"> ① 売買、現金担保付債券貸借取引及び銘柄先決め現先取引 <ul style="list-style-type: none"> ✓ 移管元清算参加者について、月間の債務引受金額の計算においては、移管元のネットティング口座に係る債務引受金額は、移管日前営業日までを計算対象とする。 ✓ 移管先清算参加者について、月間の債務引受金額の計算においては、移管先口座に係る債務引受金額は、移管日以降を計算対象とする。 ② 銘柄後決め現先取引 <ul style="list-style-type: none"> ✓ 移管元清算参加者について、月間の債務引受金額の計算においては、移管元のネットティング口座に係る債務引受金額は、移管日までを計算対象とする。 ✓ 移管先清算参加者について、月間の債務引受金額の計算においては、移管先口座に係る債務引受金額は、移管日翌営業日以降を計算対象とする。 ➤ 銘柄割当手数料 <ul style="list-style-type: none"> ✓ 移管元清算参加者について、銘柄割当の対象となるスタート/Rewind債務に係る受渡金額の計算においては、移管元のネットティング口座に係る受渡金額は、移管日までを計算対象とする。 	

項目	内容	備考
	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 移管先清算参加者について、銘柄割当ての対象となるスタート/Rewind 債務に係る受渡金額の計算においては、移管先口座に係る受渡金額は、移管日翌営業日以降を計算対象とする。 ➤ 残高管理手数料 <ul style="list-style-type: none"> ✓ 移管元清算参加者について、移管元のネットティング口座に係る残高管理手数料は、移管日前営業日までを計算対象とする。 ✓ 移管先清算参加者について、移管先口座に係る残高管理手数料は、移管日以降を計算対象とする。 ➤ 期日管理手数料 <ul style="list-style-type: none"> ✓ 移管元清算参加者について、移管元のネットティング口座に係る期日管理手数料は、移管日前営業日までを計算対象とする。 ✓ 移管先清算参加者について、移管先口座に係る期日管理手数料は、移管日以降を計算対象とする。 ➤ D V P 決済手数料 <ul style="list-style-type: none"> ✓ 移管元清算参加者について、移管元のネットティング口座に係るD V P 決済手数料は、移管日までを計算対象とする。 ✓ 移管先清算参加者について、移管先口座に係るD V P 決済手数料は、移管日翌営業日以降を計算対象とする。 ➤ 担保管理事務手数料 <ul style="list-style-type: none"> ✓ 移管元清算参加者について、移管元のネットティング口座に係る担保管理事務手数料は、移管日までを計算対象とする。 ✓ 移管先清算参加者について、移管先口座に係る担保管理事務手数料は、移管日翌営業日以降を計算対象とする。 ・ 移管する顧客分の決済に係るフェイルチャージについて、移管日翌営業日の前日までに発生する分は移管元清算参加者が、移管日翌営業日以降に発 	

項目	内容	備考
3. 破綻認定事由の明確化	<p>生する分は移管先清算参加者が負担するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「破綻等」の事由として、清算参加者が支払不能のおそれがある場合が対象となることを明確化する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当社の他清算部門に合わせて、国債店頭取引清算部門における破綻認定事由を明確化する。
4. その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ その他、制度変更に伴う所要の改正を行う。 	

III. 実施時期（予定）

2026年6月頃を目途に実施する。

以上